

建屋改修にかかる試験機器利用不可期間について

機器移設時の利用対応表

機器名	試験機器利用不可期間： 								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
三次元測定機									
表面粗さ輪郭形状測定機			10月～1月については、一時移設として別の部屋に設置した装置をご利用頂けます。なお、移設時にはメーカー等による点検作業を実施します。						
レーザ顕微鏡									
金属顕微鏡									
実態顕微鏡									
硬度計（ロックウェル）									
硬度計（ブリネル）									
硬度計（微小ビッカース）									
熱機械分析装置									
差動型示差熱天秤									
放電プラズマ焼結装置									
低温恒温恒湿器									
複合サイクル試験機									
冷熱衝撃試験機									

※ 利用不可となる期間は目安であり、改修工事の進捗状況により変更となる場合があります。